

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 重点課題
- 6 施策目標
- 7 第2次朝霞市DV防止基本計画
- 8 朝霞市女性活躍推進計画
- 9 施策の体系
- 10 本計画と^{エスディージーズ}SDGs

1 計画策定の目的

「男女共同参画社会*基本法（以下「基本法」という。）」が平成11（1999）年6月に制定され20年が経過しました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざしたものです。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15（2003）年に「朝霞市男女平等推進条例*」（以下「条例」という。）を施行しました。この条例に基づき、平成18（2006）年に「朝霞市男女平等推進行動計画*」、平成28（2016）年には「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、それいゆぶらぎ（女性センター）*を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談*や女性総合相談*などの施策を推進してきました。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2（2020）年度で終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、市民意識調査や事業所アンケートを実施し、より多くの意見を反映し、朝霞市の男女平等社会の実現に向けた施策を推進するため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

- 「朝霞市男女平等推進条例」第10条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 国の施策や「埼玉県男女共同参画基本計画」との整合性を重視した計画です。
- 「第5次朝霞市総合計画*」の将来像「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケート、パブリック・コメント等を実施しました。
- めざす姿「男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。
- 本計画は、施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」（以下、「DV*防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「DV防止基本計画」として位置づけています。
- 本計画は、平成28（2016）年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」として位置づけています。

*男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成11（1999）年6月より施行されている。

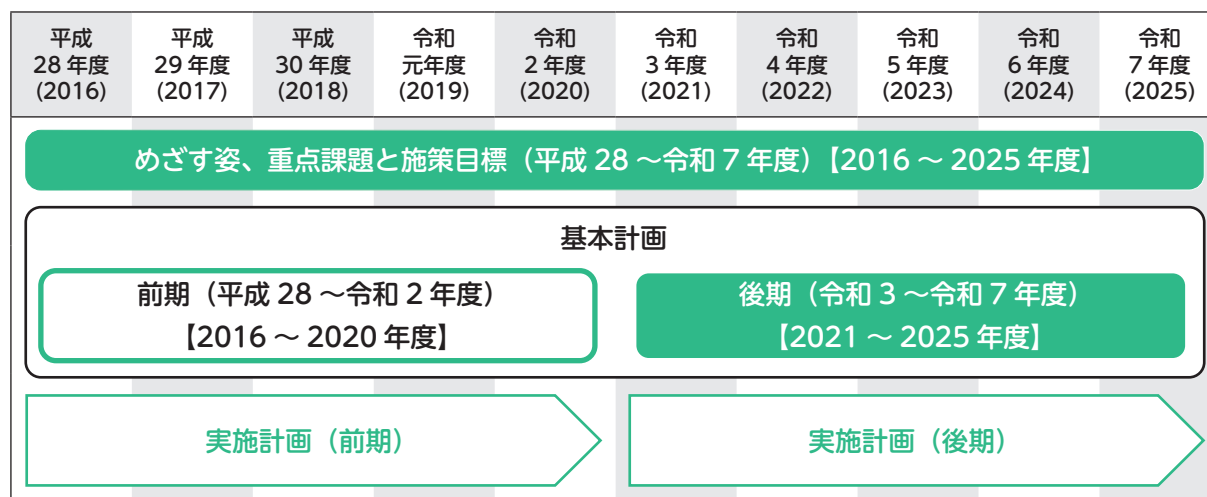
3 計画の構成・期間

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画」は「基本計画」と「実施計画」で構成します。「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成28(2016)年に策定した「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の後期である令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を「後期基本計画」として策定します。

また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、「基本計画」に対応して5年間とします。



- *男女平等推進条例…男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成15(2003)年に施行された条例。
- *男女平等推進行動計画…「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成18(2006)年度から10年ごとに計画を策定しており、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの計画を「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。
- *それいゆぶらざ（女性センター）…市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。
- *DV相談…本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。
- *第5次朝霞市総合計画…市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50(1975)年から10年ごとに計画を策定し、平成28(2016)年度を初年度とする計画。
- *DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

4 めざす姿

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

私たちの社会では、急速な社会環境の変化とともに、誰もが多様なライフコースを選択できるようになってきています。また、最近では、「女性活躍推進法*」が制定されるなど、女性が活躍できる環境が整ってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの日常生活のあらゆる場面では、依然として性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の個性や特性を発揮できないと感じている人や不平等を感じている人などがいます。また、誰もが持ち合わせている性の指向や自認に関しての偏見や無理解による差別を無くしていくため、「性の多様性」についての正しい理解を深めていくことが必要です。このようなことから、男女平等の意識づくり、そして、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が一層求められています。

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*」では、「ひと男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合えるまち、また、人それぞれが持つ多様性を理解し認め合えるまち、そして、誰もがあらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と「男女平等推進条例*」、この計画との関係は、次のとおりです。

朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ①男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ②性別役割分業意識の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
- ③政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- ④家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- ⑤あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- ⑥市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦国際的な協力の下での推進

* 性別による固定的な役割分業意識…男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

* 男女平等推進審議会…男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

男女平等社会の実現

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

第5次朝霞市総合計画*前期基本計画 (平成 28(2016)～令和 2(2020) 年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



第2次朝霞市男女平等推進行動計画*前期基本計画

(平成 28(2016) 年度～令和 2(2020) 年度)

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- (4) 異性間の暴力の根絶 (第2次朝霞市DV*防止基本計画)
- (5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女平等推進審議会*

重要事項の審議
市への意見

庁内連絡会議

情報共有
計画内容の検討



第5次朝霞市総合計画後期基本計画 (令和 3(2021)～令和 7(2025) 年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画

(令和 3(2021) 年度～令和 7(2025) 年度)

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 多様性の尊重と理解促進
- (4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

市民意識調査
事業所アンケート
職員意識調査
統計資料 等

現状の把握
計画の検証



男女平等の推進拠点

それいゆづらざ
(女性センター)*

5 重点課題

男女平等社会の実現に向けたこの計画の重点課題を、次のとおりとしました。

(1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識*は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆぶらざ（女性センター）*を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例*」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法*」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV*被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）…一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）…平成6（1994）年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

6 施策目標

重点課題の達成に向けて、次の6つを施策目標とします。

(1) 男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識*や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2) 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3) 多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認（SOGI）*について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV*被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行います。

(6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

* 性的指向・性自認（SOGI）…Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。
性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。

7 第2次朝霞市DV防止基本計画

本計画では、「DV防止法*」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけています。平成28(2016)年度から取り組んでいる「第2次DV*防止基本計画」を本計画の施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」に位置づけて、引き続き様々な施策を推進します。

1 基本的な考え方

「朝霞市男女平等推進条例*」及び「DV防止法」の基本理念に基づき、以下のような認識をもって、施策に取り組むこととします。

- (1) DVは、犯罪にもなる重大な人権侵害であり、許されない行為であること。
- (2) DVは、子どもをはじめとする家族の心身や生活の安定も損なう行為であること。
- (3) 被害者の安全確保と本人の意思を尊重した支援が必要であること。
- (4) それぞれの関係機関が連携して支援することが必要であること。
- (5) DVの未然防止のための啓発と被害者のための支援は行政の責務であること。

2 対象とする暴力

「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートDV*）についても、対応を進めることとしています。

また、暴力は、身体的な暴力のみならず、性的、精神的、経済的な暴力も含まれます。

配偶者暴力相談支援センターリーフレット



* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）…配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年に制定された法律。

* デートDV…恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

暴力の内容

■**身体的暴力**は、身体に直接加えられる暴力で、刑法第204条の傷害罪や第208条の暴行罪に該当する犯罪行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。

- ・殴る ・蹴る ・刃物などを振りかざす ・引きずりまわす
- ・たたきつける など

■**性的暴力**は、相手の人格を無視し、自分勝手に性的なふるまいを行うことで、その結果被害者はひどく傷つき、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神障害に至る場合があります。

- ・望まない性的な行為を強要する ・中絶を強要する ・避妊に協力しない
- ・見たくないポルノビデオや雑誌などを無理に見せる など

■**精神的暴力**は、相手の心を傷つける言動を繰り返すもので、その程度によっては、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・相手を繰り返し批判したり、人格を否定するようなことを言う
- ・交友関係や電話、郵便物を監視する ・すぐ不機嫌になり、どなったり、無視したりする
- ・家族や友人との関係を邪魔する など

■**経済的暴力**は、経済的に支配しようとする暴力で、被害者の経済的自由を奪い社会から孤立させるものです。

- ・生活費を渡さない ・働いて得たお金を取りあげる
- ・相手名義のローンを組ませる ・仕事をさせない ・仕事を無理にやめさせる など

※性的暴力、経済的暴力は、配偶者間であっても犯罪になることがあります。

※DV*世帯には児童虐待が潜在化しており、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として「児童相談所」の名称を明確化し、令和元（2019）年6月に「DV防止法*」が一部改正されました。

8 朝霞市女性活躍推進計画

1 計画策定の背景

平成 28 (2016) 年 4 月に「女性活躍推進法*」が施行され、市町村は国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、「市町村推進計画」を策定することが努力義務とされました。

2 本市のこれまでの取組

本市では、「女性活躍推進法」の施行を受けて、同法の基本方針と「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画*実施計画」の内容を精査しました。その結果、「実施計画」と「女性活躍推進法」に定める施策を一体として推進できるものであると判断し、朝霞市男女平等推進審議会*の意見を踏まえた上で、「実施計画」を「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、その取組を明確にするため、平成 29 (2017) 年 6 月に「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改訂しました。

3 基本的な考え方

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づき、取り組むべき主要課題を以下のよう設定します。

(1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

(2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ①男性の意識と職場風土の改革
- ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ③ハラスメントのない職場の実現

(3) 社会全体における性別による固定的な役割分業意識*の改革

* 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）…女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28(2016) 年 4 月に施行された。民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

4 女性活躍推進計画に該当する施策目標・施策の方向

本計画において「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下のとおりです。

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向

- 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案
- 1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向

- 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
- 2-2 能力の開発と活動の支援

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向

- 3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向

- 5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

施策の方向

- 6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

9 施策の体系

男女平等社会を実現するための体系として、総合的かつ計画的に推進します。

…第2次朝霞市DV*防止基本計画の該当部分

…朝霞市女性活躍推進計画の該当部分

〈めざす姿〉

〈重点課題〉

基本計画

〈施策目標〉

〈施策の方向〉

※本計画では、「施策の方向」ごとに進捗状況を確認するため「指標」を設定し、目標値を定めて施策を進めていくこととします。

男女の輪が素敵な朝霞をつくる、男女平等社会をめざして

1

男女平等の意識づくり

2

男女平等が実感できる生活の実現

1

男女平等の意識の浸透

■男女平等の現状把握と将来像の提案
■家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

2

自己実現へ向けた学習機会の充実

■多様なライフコース選択の情報と機会の提供
■能力の開発と活動の支援

3

多様性の尊重と理解促進

■生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進
■性的指向・性自認（SOGI）*等に配慮した啓発の推進

4

異性間やパートナーからの暴力の根絶

■意識の啓発と情報の提供及び未然防止
■相談体制の充実
■関係機関等との連携強化

5

女性の職業生活における活躍の推進

■政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

6

地域団体や事業所における男女共同参画の推進

■仕事と家庭・地域活動との両立支援
■地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

10 エスディージーズ 本計画とSDGs

1 SDGsとは？

SDGs (Sustainable Development Goals) とは持続可能な開発のために令和 12 (2030) 年までに達成すべき目標で、17 の目標とそれを実現するための 169 のターゲットから構成されています。平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととしています。

SDGs の 17 の目標



2 本計画とSDGsの関連

SDGs (持続可能な開発目標) の 17 の開発目標の中には「目標 5. ジェンダー*平等を実現しよう」が設定されています。男女平等社会を実現することは、SDGs がめざす持続可能な社会の形成に強く結びついています。本計画においても SDGs の各目標と施策を関連付けて、施策を推進します。

施策目標とSDGsの関連

SDGs	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策目標	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	福祉をすべての人に健康と	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策目標 1 男女平等の意識の浸透			○	○	○												
施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実	○			○	○												
施策目標 3 多様性の尊重と理解促進			○	○	○					○						○	
施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶					○											○	
施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進					○			○		○	○						
施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進					○			○			○						

*ジェンダー…本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

